

館山市地産地消推進条例（案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 平成30年1月15日（月）～2月14日（水）

(2) 意見の提出者数 2名

(3) 提出方法の内訳

	郵送	F A X	メール	持参	計
人数	0	0	2	0	2

(4) 意見数

(内訳)

内 容		意見数(内数)
1	条例（案）全体に関すること	4
2	条例（案）の内容に関すること	7
	前 文	(0)
	第1条 目的	(0)
	第2条 定義	(1)
	第3条 基本理念	(0)
	第4条 市の役割	(0)
	第5条 市民の役割	(0)
	第6条 生産者の役割	(2)
	第7条 消費者の役割	(1)

	第 8 条 事業者の役割	(2)
	第 9 条 地産地消の推進に関する情報共有及び啓発活動	(0)
	第 10 条 市施設等における地産地消の推進	(1)
	第 11 条 安全で安心な農水産物等の供給等	(0)
	第 12 条 特産品の普及宣伝	(0)
	第 13 条 地産地消と食育の連携	(0)
	第 14 条 食生活の向上と食文化の継承	(0)
3	条例（案）全体に関すること	1
	合 計	12

○貴重なご意見をいただきありがとうございました。

地域資源有効活用調査特別委員会で、充分議論させていただきました。

ご意見に対する当委員会の考え方は、下記のとおりです。

2 意見の概要と議会の考え方

1 条例（案）全体に関すること

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 農水産物等とあるが、農林畜産水産物等と表記したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説の第 2 条の部分にあるとおり、農水産物等には、畜産物及び特殊林産物の代表的なものとされているキノコ類を含んでおり、一般的にも、農水産物等とはこれらを含んでいると解釈されております。

2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済意義をより強調して記載すべきではないか。 地元の農産物を地元で積極的に消費することにより、地元農林畜産水産業等を活性化することが最重要ではないのか。 例えば、市民が地元農林畜産水産物等の素晴らしさを理解することにより、市民一人一人が積極的に市内農林畜産水産物の宣伝広告活動に努め、市内生産物の市外への販売促進を図る。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この条例は、地産地消を推進するうえの理念を明文化し、関係する皆様に深く認識していただくことにより、産業の振興を図ることを目的として制定しようとするものです。基本理念といたしまして、第3条第1項にも規定しております。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何らかの形で、近隣市町との連携についても条文に規定した方がいいと思います。 J A安房は3市1町で構成されていますし、観光でも交通でも、広域連携があり、今後さらに連携の必要性が求められるからです。 また、近隣市町の道の駅には館山産の商品も置かれ、一方館山市にある渚の駅の商業施設には、近隣市の産品が置かれており、経済圏として自然につながっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、安房広域圏は、経済活動を振興するうえで、密接な関係と連携をすることが必要であり、実際に事業者間や流通の面で相互依存が進んでいます。 この条例は、他地域との連携をさらに拡大するために、市民全体に地域活性化の意識を高めてもらうことを目的として制定しようとするものです。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者にとっては、市内で販売するよりも、都市部等ほかの地域で販売した方がいい場合もあり、また販路の開拓も求められています。 条例のタイトルは地産地消になっていますが、地域内循環だけでなく、館山産品を域外に高い価値をつけて売る取り組みも含めた方が、生産者のにとってよいのではないのでしょうか。 12条に宣伝・流通の促進も規定されていますが、市外への販売についての明確な言及はありません。 市内消費分と市外消費分を含めた「供給力の増大」こそが、農水産業にとって最も重要な目的ではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘につきまして、協議・検討した結果、活性化するのは対外的な攻めも必要であるとの結論に至りましたので、第12条を以下のとおり修正し、反映させていただきます。 第12条 市は、市内農水産物等で特に品質が高い等、地域の特産品として広く普及宣伝する必要があると認めるものについて、生産の振興及び市内外への流通の促進を図り、付加価値の高い農水産物としての位置付けが得られるよう必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 条例（案）の内容に関すること

【第2条】定義

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文が「市民等」であり、解説が「市民」になっていますが、市民等と市民の違いを明確に示された方がいいと思います。例えば、「市民」は今回のパブリックコメント対象者など深い関係者に限定し、旅行者を含めた広い関係者を「市民等」とするなどが考えられます。また、旅行者も市民だとすると、3条以下の努力義務の対象となり、それは酷だと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、第2条第3号の解説が「市民について」となっており、解説を「市民等について」に修正します。 ・ 一般的な意味としての「市民」と第2条に定義された「市民等」の使用について、協議・検討し、第1条、第6条第1項、第8条、第9条第2項及び第11条を下記のとおり修正することにいたしました。 <p>第1条 この条例は、本市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、市、市民、生産者及び事業者の役割を明らかにし、安全で安心な農水産物等の安定した生産及び供給並びに食育との連携を図り、地域経済の発展及び健康的で豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。</p> <p>第6条 生産者は、その生産する農水産物等が市民等の健康を支えていることを自覚し、安全で安心な農水産物等の生産及び供給並びに農水産業の活性化に努めるものとする。</p> <p>第8条 事業者は、市内農水産物等を積極的に取り扱うよう努めることにより、市民等の健康の増進や地域経済の活性化に貢献するものとする。</p> <p>第9条</p> <p>2 市は、地産地消の推進に対する市民等の関心及び理解を深めるとともに、その推進に関する多様な活動を行う市民等の意欲を増進するための啓発活動、その他必要な施策を実施するものとする。</p> <p>第11条 市は、安全で安心な市内農産物等が市民等に供給される</p>

		<p>よう、環境に配慮した農水産物等の生産と流通のために必要な取組の推進に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の修正にともない、第 11 条の解説の「市民」を「市民等」に修正することにいたしました。 ・ご指摘によりまして協議・検討し、修正いたしましたことにより、旅行者等に対しまして、市民等として努力義務を課す規定はないとはっきり分かるようになったと考えています。
--	--	--

【第 6 条】生産者の役割

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項：市民の健康→“市民の生命・命”など、より現実的・本質的な表現が妥当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康」は「生活・命」より広い意味を含んでいると考え、検討の結果、原案どおりとさせていただきました。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 項：生産者は、その生産する農水産物に関する情報を消費者及び事業者……。→生産者は、その生産する農林畜産水産物等に関する重要性を認識し、分かりやすく消費者および事業者……。情報も質が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を反映させていただき、下記のとおり修正いたします。 <p>第 6 条</p> <p>2 生産者は、その生産する農水産物等に関する情報の重要性を認識し、消費者及び事業者に提供するよう努めるものとする。</p>

【第 7 条】消費者の役割

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者と市民等に重複があると思います。消費者の役割と、市民の役割を 1 本化した方がわかり易いのではないのでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と生産者、消費者との関係については、この条例案作成に際して、本特別委員会が特に議論した部分です。確かに重複している部分もありますが、これらの条文により、自らが条例の対象者である市民等であることと認識したうえで、生産者あるいは消費者として、それぞれの立場で努めてほしい役割を理解してもらうために、敢えてこだわりを持って作成したものです。

【第8条】事業者の役割

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市内農水産物等を積極的に取り扱うよう努めることにより、市民の健康の増進や地域経済の活性化に貢献するものとする。→市内農水産物等を積極的に取り扱うと市民の健康がどのように増進されるのか。因果関係がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第6条に生産者の役割として、安全で安心な農水産物等の生産及び供給に努めることと規定しています。そのように生産され、供給された、市内の農水産物は安全であるという解釈のうえで、それらを取り扱うことは、市民等の健康の増進に貢献すると考えました。
2	<ul style="list-style-type: none"> 生産者→事業者→消費者+（行政）＝六次産業化を進展させ、地元農林畜産水産業の生産拡大を図る。との記載が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 六次産業化につきましては、条例案を作成するときに議論になりましたが、現在、六次産業は、農水産業の中の一つになっているので、特に条文化しませんでした。振興策として考慮しております。

【第10条】市施設等における地産地消の推進

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県産の使用規定もありますが、輸入品より国産品を優先する規程もいれるべきです。 <p>国が平成28年3月に定めた第3次食育推進基本計画には「学校給食における国産品食材を使用する割合を、我が国の食文化や食料安全保障等への関心を高めることから、平成32年度までに80%以上とすることを目指す。」とあることから、国産品の規定も入れた方がいいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、現在の給食センターの食材には、外国産も使用されています。 <p>本条例案は、地産地消とは、地域のみならず国内での相互依存の理念に通ずるものであり、同時に食の安全を確保するためのものであるため、それらを館山産、それがだめなら県内産、それもだめなら国内産にしたという想いで作りました。しかしながら、本条例は館山市の地産地消条例であるので、館山産の農水産物等について規定したものです。</p>

3 その他

	寄せられた意見	地域資源有効活用調査特別委員会の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 「この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。」とい 	<ul style="list-style-type: none"> 本条例は、館山市の地産地消を推進するうえでの基本理念を定めよ

った【委任】の規定は入れないのでしょうか。

うとするもので、責任や負担を負わせる条例ではありません。
したがいまして、条例施行についての細部の定めを市長等に委任する規定は不要であると考えました。